

基準等遵守の確認をするためのチェックリスト (医療機関用)

確認日：2026年4月22日

確認者：瀬川 一(院長)

本チェックリストは、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に定められる遵守事項について、当院における対応状況を点検し、全ての項目について「遵守」していることを確認するものです。

1. オンライン診療の提供に関する事項

分類	確認内容	確認結果
(1) 医師－患者 関係／患者合意	i オンライン診療を実施する際は、オンライン診療を実施する旨について、医師と患者との間で合意がある場合に行う。	<input checked="" type="checkbox"/> 遵守
	ii iの合意を行うに当たっては、医師は、患者がオンライン診療を希望する旨を明示的に確認する。	<input checked="" type="checkbox"/> 遵守
	iii 緊急時にやむを得ずオンライン診療を実施する場合であって、ただちに説明等を行うことができないときは、説明可能となった時点において速やかに説明を行う。	<input checked="" type="checkbox"/> 遵守
	iv 医師は、患者の合意を得るに先立ち、患者に対して以下の事項について説明を行う。 ・触診等を行うことができない等の理由により、オンライン診療で得られる情報は限られていることから、対面診療を組み合わせる必要があること等。 ・基礎疾患の情報が把握できない患者に対しては、処方日数を7日とする等の処方制限があること。 ・患者が情報通信環境等の不具合を起因として生じる不利益(オンライン診療を中止・中断せざるを得ない等)。 ・情報セキュリティに係るリスク(特に第三者が患者の端末等を利用し、患者の個人情報を読覧する等)があること。 ・急病急変時の対応方針。 ・複数医師がオンライン診療に携わる場合においては、その実施体制。	<input checked="" type="checkbox"/> 遵守

分類	確認内容	確認結果
	<p>・診察以外の費用(予約や受診等に係るシステム利用に要する費用等)が生じる場合においては、その金額について。</p>	
	<p>v 医師は、患者に対し、ivの説明を行った上で、オンライン診療を実施することについて、患者が理解し、同意したことを記録し、その記録(電磁的記録を含む。)を診療録に添付又は記載する等により、2年間は保存する。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 遵守
	<p>vi 医師は、対面診療を行うことが可能な日時についてあらかじめ患者に説明を行い、その実施の可能性について患者と合意しておく。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 遵守
	<p>vii かかりつけの医師以外の医師がオンライン診療を行う場合(かかりつけの医師がオンライン診療を行う場合以外で、診療前相談等により「かかりつけの医師」の存在を把握した場合)、医師は、診療情報の提供を患者に求めた上でオンライン診療を行うことを基本とする。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 遵守
	<p>viii viiに規定する場合、医師は、オンライン診療による診療結果等の診療情報を、かかりつけの医師に対して提供するよう努める。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 遵守
	<p>ix オンライン診療を行った医師は、当該医師による対面診療への移行が困難であり、かつ、他の医療機関において対面診療を行うことが適当であると判断した場合等においては、速やかに他の医療機関を紹介する等の対応を行う。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 遵守
(2) 適用対象	<p>i 医師は、オンライン診療を行う前に、患者の心身の状態について、直接の対面診療により十分な医学的評価(診断等)を行い、その評価に基づいて、具体的な診療内容(疾病名、治療内容等)を含む「診療計画」を定め、2年間は保存する。(ただし、患者の急病急変等で緊急時にやむを得ずオンライン診療を実施する場合等を除く。)</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 遵守
	<p>ii 直接の対面診察と同等でないにしても、これに代替し得る程度の患者の心身の状態に関する有用な情報を、オンライン診療により得る。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 遵守

分類	確認内容	確認結果
(3) 医師の所在	i オンライン診療を行う医師は、医療機関に所属し、その所属及び当該オンライン診療実施病院等の問い合わせ先を明らかにする。 (患者が事後的にも確認できる方法により、所属する医療機関及びその問合せ先の明示を行う。)	☑ 遵守
(4) 本人確認	i 緊急時などに医師、患者が身分確認書類を保持していない等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として、医師と患者双方が身分確認書類を用いてお互いに本人であることの確認を行う。	☑ 遵守
	ii 写真付きの身分証明書(HPKIカード、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)を用いて医師本人の氏名を示す等、医師資格を有していること及び本人であることを証明する。	☑ 遵守
	iii 写真付きの身分証明書や被保険者証を用いて、患者本人の氏名を示す等、本人であることを証明させる。	☑ 遵守
(5) オンライン診療受診施設	i 患者がオンライン診療を受ける場所は、対面診療が行われる場合と同程度に、清潔かつ安全でなければならない。	☑ 遵守
	ii プライバシーが保たれるよう、患者が物理的に外部から隔離される空間においてオンライン診療が行われなければならない。	☑ 遵守
(6) 情報セキュリティ	i オンライン診療受診施設は、オンライン診療に用いるシステムによって講じるべき対策が異なることを理解し、オンライン診療を計画する際には、患者に対してセキュリティリスクを説明し、同意を得る。	☑ 遵守
	ii 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参照し、適切なセキュリティ対策を講じる。	☑ 遵守
(7) 遠隔での施設管理等	i 通信機器の不具合や患者急変時等に、患者・オンライン診療を行う医師・医療機関等が連絡する連絡先を提示し、速やかに対応できる体制を確保する。	☑ 遵守
(8) 薬剤の処方・受渡し等	i 初診からのオンライン診療においては、麻薬及び向精神薬の処方を行わない。	☑ 遵守

分類	確認内容	確認結果
	ii 初診からのオンライン診療において、基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とする。	☑ 遵守
	iii 患者の希望等により、処方箋情報を薬局に直接送付する場合は、事前に患者の同意を得る。	☑ 遵守
	iv 処方箋を電磁的記録として作成・送付する場合は、適切な電子署名等を行い、改ざん防止等の措置を講じる。	☑ 遵守